

Q 当組合は3月決算であり、平成27年5月20日に通常総会を開催し、平成26年度の決算(財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案)が承認されました。

これを受け、通常総会終了後に行う各種手続のうち、通常総会で承認された剰余金の経理処理、及び変更登記申請における留意点等について教えてください。

■剰余金の経理処理について

A 通常総会で承認された剰余金処分案は、総会終了後に適正に経理処理する必要があり、経理処理の日付は、**総会開催日と同日になります。**

なお、通常総会で承認された剰余金処分案に対する仕訳は下記(右側)のようになります。

通常総会で承認された剰余金処分案		剰余金処分案に対する仕訳	
剰余金処分案 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 (単位：円)		平成27年5月20日 (単位：円)	
I 当期末処分剰余金		[借方]	[貸方]
1 当期純利益金額	100,000	当期末処分利益	100,000
2 前期繰越剰余金	<u>200,000</u> <u>300,000</u>	利益準備金	10,000
II 組合積立金取崩額	0	教育情報費用繰越金	5,000
III 剰余金処分額		特別積立金	10,000
1 利益準備金	10,000	繰越利益	75,000
2 教育情報費用繰越金	5,000		
3 組合積立金			
特別積立金	<u>10,000</u> <u>25,000</u>		
IV 次期繰越剰余金	275,000		

<留意点>

☞ 剰余金の処分

毎年度の純利益金額から処分することになっており、**前期繰越剰余金額は含みません。**前期繰越損失がある場合は、純利益金額から前期繰越損失金額を差し引いた後の金額を剰余金として処分します。

☞ 出資配当や事業利用分量配当を実施する場合

法定利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金(法定繰越金)を控除した後でなければ配当出来ません。

■通常総会終了後の変更登記申請について

A 通常総会で下記の事項に関する定款変更を決議した場合は、所管行政庁への定款変更認可申請後、**定款変更認可書が組合へ到達した日から2週間以内**に、変更の登記をしなければなりません。

- ①事業 ②名称 ③地区 ④事務所の所在地 ⑤出資1口の金額及びその払込方法
- ⑥存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- ⑦代表理事の氏名及び住所
- ⑧数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
- ⑨公告の方法

<留意点>

☞ 「代表理事の氏名及び住所」は、定款変更の手続は必要ありません。

また、「事務所の所在地」については、定款記載の行政区域内の変更であれば定款変更の必要はありません。

☞ 現在、商業登記が出来るのは、**秋田地方法務局(本局)のみ**となっています。法務局にて登記申請を行う場合は、これまでと同様の手続ですが、遠方の場合は郵送による申請も可能となっています。

なお、本件についてご不明な点がございましたら、本会事業振興部又は大館支所・横手支所までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 本会 事業振興部 ☎018-863-8701

大館支所 ☎0186-43-1644 横手支所 ☎0182-32-0891